

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI法）の一部を改正する法律案の概要

趣 旨

※PFI:民間の資金やノウハウ等を活用して公共施設等の整備や運営等を行うこと

- 公共の施設とサービスに民間の資金と創意工夫を最大限活用する**PFIは、「新しい資本主義」における新たな官民連携の柱**として、地方創生やデジタル田園都市国家構想の実現に大いに寄与するもの。
- 特に、地域づくりの核となるスポーツ施設や身近な拠点となる集会施設など活用対象を拡大するとともに、特に地方部への金融等専門的ノウハウの浸透を図り、小規模自治体など全国各地で幅広く自律的に展開されることが求められる。
- あわせて、公共施設等運営事業（コンセッション）については、長期にわたる事業期間中の技術革新や事情変更等を踏まえて、柔軟に対応できるようにすることで、より効果的・効率的に事業展開が図られる。
- このため、関係者のニーズに的確に対応し、PFI事業の一層の促進を図る観点から、以下の措置を講ずることとする。

概 要

① PFI事業の対象となる公共施設等の拡大

PFI事業の対象となる公共施設等の定義に**スポーツ施設**及び**集会施設**を追記する。

② 公共施設等運営事業に関する実施方針の変更手続の創設

事業期間中の事情変更等を踏まえた、施設の改修工事が柔軟に実施できるよう、実施方針で定めた公共施設等運営事業に係る**施設の規模や配置の変更**を可能とする。

③ 株式会社民間資金等活用事業推進機構（PFI推進機構）の業務の追加及び保有株式等の処分期限の延長

PFI推進機構の業務に、**事業を支援する民間事業者（地方銀行など）に対する助言や専門家派遣等を追加**するとともに、PFI推進機構の保有する株式や債権などの**処分期限を5年（令和15年3月31日までに）延長**する。

※施行期日：①公布の日 ②公布後6月以内 ③公布後1月（※延長部分は公布の日）

目 標（「PPP/PFI推進アクションプラン」において規定）

○事業規模：令和4年度～令和13年度の10年間で30兆円※

※契約締結した事業から見込まれる民間事業者の契約期間中の総収入